北海道告示第１０９８５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和５年７月５日

北海道知事　鈴木　直道

1　入札に付す事項

（1）契約の目的の名称及び数量　　令和５年度(2023 年度)道民意識調査業務

（2）契約の目的の仕様等　　委託業務処理要領による

（3）履行期限（契約期間）　　契約の日から令和５年１２月１５日まで

（4）納入場所（履行場所）　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合政策部知事室広報広聴課

2　入札に参加する者に必要な資格

令和５年北海道告示第１０９８４号に規定する令和５年度(2023 年度)道民意識調査業務の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道総合政策部知事室広報広聴課

4　入札執行の場所及び日時

（1）入札場所　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道庁別館地下１階　大会議室Ａ

（2）入札日時　令和５年(2023 年)７月２１日（金）午前１０時００分

（3）開札場所　（1）に同じ

（4）開札日時　（2）に同じ

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　郵便等による入札の可否

認めない。

８　落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

９　落札者と契約の締結を行わない場合

(1)落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札

者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

(1) 無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第２項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア　名称　　北海道総合政策部知事室広報広聴課

イ　所在地　　郵便番号　０６０－８５８８

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

ウ　電話番号　０１１－２０４－５１０８

(5) 前金払

前金払はしない。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。